

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 10 級に該当するとして、障害等級第 14 級に該当するとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社に電気工事士として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、ダンプカーを運転中に車が飛び出してきたため、避けようと急ブレーキをかけハンドルを切ったところ、ハンドルが右手にからまり負傷した。負傷後、〇整形外科を受診し、「右第 1 指尺側側副靭帯損傷 (CM 関節、MP 関節)」と診断され、その後、〇病院に転医し療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、症状固定とされた。

請求人は症状固定後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級第 14 級の 9 に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長は請求人の後遺障害が障害等級 14 級 9 号に該当するものと認定し支給決定を行っているが、実際の請求人の後遺障害は障害等級 12 級 12 号の「局部に頑固な神経症状を残すもの」に該当する。したがって、監督署長の支給決定処分は誤りであり、取り消されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 右母指運動障害

主治医作成の診断書から、右母指の可動域(他動)は、MP 関節、IP 関節とも左母指の 2 分の 1 以下に制限されていないことから、障害等級には該当しない。

(2) 右母指欠損障害

主治医の意見から、MP 関節内の関節表面の軟骨の欠損であり、MRI でも確認できないものであることから障害等級には該当しない。

(3) 疼痛等感覚障害について

主治医作成の診断書等から、MP 関節内の軟骨の損傷、靭帯断裂によるものであることが認められ、常時痛みが残存していることから 14 級の 9「通常の労務に服することができるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの。」に該当する。

(4) 醜状障害

右母指から右前腕部にかけて合計 12 cm の手術痕が認められるが、「手のひら大の醜いあとを残すもの」とは認められず障害等級には該当しない。

(5) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級第 14 級の 9 に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 済生会主治医の診断書及び請求人の自訴より既存障害はなかったものと認められる。

(2) 請求人は軟骨の欠損を申し立てているが、主治医及び地方労災医員ともに X 線写真または MRI 画像で指骨の一部が失われていると認められる所見はないとしている。

したがって母指の欠損障害に該当する障害とは認められない。

(3) 機能障害について

主治医及び地方労災医員の測定結果では、右母指の IP 関節及び MP 関節の主要運動である屈曲・伸展の可動域は健側の可動域角度の 1/2 以下には至っていない。

地方労災医員の測定結果では、右母指の主要運動である橈側外転及び掌側外転の可動域はいずれも健側の可動域角度の 1/2 以下に制限されている。

したがって、右母指の機能障害の程度は「1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの」(障害等級第 10 級の 6) に該当するものと認められる。

(4) 神経症状について

主治医は右母指にシビレと痛みが残存していると所見している。

地方労災医員は右母指 MP 関節尺側を中心にシビレ感と疼痛を自覚しており、疼痛は運動時に強く、

脱力感をともなっており、握力低下等の症状があると所見している。

請求人は常時疼痛が存在していること及び右親指を動かす動作をした場合痛みが強くなると主張している。

したがって、その程度は「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）に該当する程度のもつと認められるが、主治医および地方労災医員ともに右母指の受傷が神経症状の原因であると所見しているとおり機能障害に通常派生するものとみられることから、右母指の機能障害（障害等級第10級の6）に包摂されることとなる。

(5) 醜状障害について

右手親指から手首にかけての長さ約12cmの線状の手術痕は露出面の醜状と認められるが、その範囲は手のひら大に達していないため、醜状障害には該当しない。

(6) 以上のことから、請求人に残存する障害は右母指の機能障害（神経症状を含む。）であると認められ、その障害等級は監督署長が決定した等級を超える障害等級第10級の6に該当すると認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。